

## 会 議 録

会議名 (審議会等名)		第 2 1 4 回 相模原市都市計画審議会			
事務局 (担当課)		まちづくり計画部 都市計画課 電話 0 4 2 - 7 6 9 - 8 2 4 7 (直通)			
開催日時		令和元年 8 月 2 0 日 (火) 午後 2 時 ~ 午後 4 時			
開催場所		相模原市役所第 2 別館 3 階 第 3 委員会室			
出席者	委員	1 8 人 (別紙のとおり)。ただし、議案 1 号は、臨時委員 (都市計画マスタープラン等の策定について) 1 人を除く 1 7 人。			
	その他	0 人			
	事務局	2 0 人 (都市建設局長、まちづくり計画部長、都市計画課長、廃棄物指導課長、建築・住まい政策課長他 1 5 人)			
公開の可否	可	不可	一部不可	傍聴者数	1 人
会議次第	1 議題 ( 1 ) 議案 1 号 建築基準法第 5 1 条ただし書の規定に基づく産業廃棄物処理施設の位置について (橋本台二丁目) ( 2 ) 継続案件 都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の策定について				

## 審 議 経 過

審議会の冒頭、出席委員の人数が定足数に達していることを確認した。

主な内容は次のとおり。( は会長の発言、 は委員の発言、 は事務局の発言)

### 1 議題

( 1 ) 議案 1 号 建築基準法第 5 1 条ただし書の規定に基づく産業廃棄物処理施設の位置について (橋本台二丁目)

周辺生活環境基準において、廃棄物処理施設から 1 0 0 メートルの範囲内には幼稚園や学校などの配慮施設がないとあるが、少し離れた場所には L C A 国際小学校や相模原北公園がある。これらの施設に事前説明などは行ったのか。

小学校には事前説明を行い、支障がないと回答をいただいている。西に小学校、南に公園があるが、搬出入経路では小学校と公園の隣接道路は通らないよう、安全

面には配慮をした。

今回、二軸破碎機を導入したことで、どの程度の騒音や振動となるのか。また、既存の防音対策で足りるのか、新たに対策を実施したのか。

規制基準値は、騒音が75デシベル、振動が70デシベルであり、生活環境影響調査においては、騒音が59～73デシベル、振動が43～58デシベルの範囲であったことから、騒音・振動とも規制基準値を下回る結果となった。

建物の外壁と屋根については防音仕様であり、特に音が出る一軸破碎機はさらに防音の壁で囲っているため、破碎機導入に伴う新たな防音対策は行っていない。

破碎機導入により処理能力が向上することから、搬出入車両が増えることになると思うが、搬出入の誘導は専門員が行うのか、それとも職員で行うのか。

誘導については、搬入時に施設の職員で対応する。

何をどこに搬出することになるのか。また、搬出入車両はどのくらいの台数となるのか。

金属類は市内、固形燃料向けの廃プラスチック類は海老名や綾瀬、セメント向けは埼玉、再利用は小田原や千葉が主な行先となる。また、現状では1日当たり10台であった台数が、破碎機導入後は1日当たり28台になる予定である。

搬出入車両の台数は気になるころではあると思うので、こういった数値などは資料に入れておいて欲しい。

理由書では、中国を始めとする外国政府の輸入規制とあるが、中国以外にはどのような国が規制しているのか。

中国以外の廃プラスチック類の輸出先にはマレーシア、タイ、ベトナム、台湾等があり、マレーシアは2018年10月から輸入に課税、台湾では2018年10月から輸入規制が図られ、工業系・単一素材以外は輸入禁止となっている。

諸外国における輸入規制の動きから、廃プラスチック類の国内処理のニーズは高まり、規模からすると中小企業が対応していくものと考えますが、中小企業の育成などの視点について考えはあるのか。

国内処理のニーズの上昇は、中小企業の発展に資するものとする。

他市町村では今回のような許可案件はよく出てきているが、相模原市ではあまり出てきていない。当該許可基準書を作ったのはいつ頃か。

平成29年度に都市計画審議会に諮り基準を策定し、今回は基準に基づき判断する初めての案件となる。

## (2) 継続案件 都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の策定について

都市計画マスタープランと立地適正化計画について、小委員会の会長である西浦委員より検討状況の説明をお願いする。

第211回の都市計画審議会に諮問され、前回の中間報告後も庁内及び小委員会

での検討を続け、本日は継続案件として計画案の報告をさせていただく。

都市計画マスタープランについては、将来都市構造を軸とし、各分野別に具体的に整理した全体構想と、これまでの地域別構想に代わる区別構想の方針案を定めた。立地適正化計画については、基本方針に基づき、都市機能誘導区域や居住誘導区域を整理し、誘導施設や目標値を設定した。本日の報告後、小委員会での審議、次回都市計画審議会での答申を経て、パブリックコメントなどの手続きに入り、今年度末の策定に向けて進めていく。

安全安心については、地震など災害における考えと、交通事故など日常生活における考えがあると思うが、全体構想の中ではどのように記載されているのか。

日常の安全安心については、快適な住環境づくりの方針において、安全で快適な住環境の形成や安心して暮らせる住生活の実現として、都市計画としてできることとして記載している。また、災害については、災害に強い都市づくりの方針の中で、防災だけでなく、事前復興などについても記載している。

居住誘導区域の設定について、現在の案では土砂災害警戒区域等を除外しているが、市と小委員会それぞれの検討経過を伺う。

市としては、全国的な災害の発生状況から土砂や洪水の災害警戒区域が広がっている状況ではあったが、市民の安全・安心の観点から除外すべきと考えた。

小委員会としては、実際に人が住んでいる場所を除外することは難しいのではとの議論があったが、災害リスクが高まっていることから含むことはできないと考え、市民への説明をしっかりと行った上で除外することとした。

災害リスク低減のためのハード対策においては、国や県も含め、居住誘導区域から外れたことで対策が遅れることはあってはならないと考えるが、間違いはないか。

立地適正化計画によって遅れることはない。県が行う急傾斜地崩壊防止工事などのハード対策については、引き続き要望を行うとともに、市が行うひばり放送やハザードマップなどのソフト対策については、危機管理部局を中心に、居住誘導区域の必要性を示しながら取組を進めていく。

魅力的な景観づくりの方針について、市全域において景観誘導が着実に図られているという表現があるが、具体的にはどのような取組を行っているのか。

市役所前のさくら通り地区では景観協議会において検討が進められており、橋本や相模大野に対しても今後、検討を広げていく。また、当麻、麻溝台・新磯野などの地区は、新たなまちづくりの景観拠点として整備をしていく。

- 景観づくりについて、どこまで行政で対応することができるのか、限界を踏まえて取組を進めていくべきだと思うが、どのように考えているのか。

居住誘導と同様に長期的な視点で誘導していくものであり、市として取り組むものと市民の意識を啓発し取り組んでもらうものがあると思う。

- 都市再生特別措置法に基づき法定の誘導施設に設定することと、憲法第22条で

ある経済活動の自由がどのように折り合うのか。

都市機能誘導施設であれば届出制度の対象となるが、許認可ではないことから、権利を制限するものではない。また、届出の目的は動向を把握することである。

- 中心市街地の空洞化や既に建築されている施設については、維持ということでは認めていくしかないのではないか。

誘導施策であり、都市機能誘導区域外への立地は認めないという制度ではない。今後、中山間地域などでさらに人口減少が進んでいくことによって、診療所さえもなくなってしまうことが想定されるが、そのような状況にならないよう、都市計画としてできることとして誘導施策をとっていく。

- 国や県の財政的な支援はあるのか、わかる範囲で教えて欲しい。

例えば、国では、補助金の対象となる誘導施設を誘導区域内に建てる場合の追加補助や資金調達の低利融資を行っている。また、誘導区域外から誘導区域内に転居した場合は跡地処分の税制優遇措置などがある。

- 説明資料では火葬場整備の表現が他と異なるが、何か意図があるのか。

特に意図はなく、高齢化の進行に伴い火葬需要が高まっていることから、整備を進めていく旨を記載した。

スケジュールでの区民会議・まちづくり会議等が点線で表現されているが、これは既に実施したのか、これから実施するのか。

資料作成時は未定であったが、中央区及び南区の区民会議への報告については8月末に実施する予定であり、緑区については調整しているところである。

先程、行政だけでは景観の取組は進まないとの話があったが、防災や安全安心などについても同様で、自分の身は自分で守らなければならない。そういった意味では、一緒に進めていく“協働”という仕組みが必要であり、景観づくりの方針には市民参加の表現があるが、方針案の中ではこの表現が少なく感じる。市民との協働について別に設定するなどしてはどうか。

現行の都市計画マスタープランでは、実現化方策の中で「市民主体のまちづくりの推進」の記載があり、新しいマスタープランにおいても、この考え方を引き継ぎ、今後お示しする実現化方策で述べていきたい。

区民会議やまちづくり会議などにもフィードバックしてもらい、市民としても取り組んでいくことをしっかりと共有していただきたい。

- 計画案では自家用車の利用についての記載がなく、バスや鉄道など公共交通を中心とする方針に感じたが、自家用車には乗らないで欲しいという考えか。

交通体系の方針にあるように、公共交通に限らず自動車需要に対応した道路整備も促進していく。

次回は答申となることから、審議会に諮る案を作成する必要があり、本日の議論なども反映させた案の作成を会長に一任いただきたい。また、これまで何度もご議

論をいただいている小委員会には感謝の意を表する。

**【審議結果】**

( 1 )議案 1 号 建築基準法第 5 1 条ただし書の規定に基づく産業廃棄物処理施設の  
位置について ( 橋本台二丁目 )

総員賛成により原案のとおり承認することに決定した。

以 上

## 第 2 1 4 回相模原市都市計画審議会委員出欠席名簿

区 分	役 職 名	氏 名	備 考	出欠席
学識経験のある方	青山学院大学社会情報学部社会情報学科教授	飯島 泰裕		出席
学識経験のある方	麻布大学生命・環境科学部環境科学科教授	伊藤 彰英		出席
学識経験のある方	東海大学工学部建築学科教授	加藤 仁美		欠席
学識経験のある方	明星大学理工学部総合理工学科教授	西浦 定継	副会長	出席
学識経験のある方	東京工業大学副学長環境・社会理工学院教授	屋井 鉄雄	会 長	出席
学識経験のある方	法政大学現代福祉学部教授	保井 美樹		出席
学識経験のある方	相模原市農業委員会会長	八木 健一		出席
学識経験のある方	相模原市農業協同組合専務理事	落合 幸男		出席
学識経験のある方	相模原商工会議所専務理事	座間 進		欠席
学識経験のある方	公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会副会長	大塚 亮一		欠席
市議会議員の代表	相模原市議会議員	渡部 俊明		出席
市議会議員の代表	相模原市議会議員	大槻 和弘		出席
市議会議員の代表	相模原市議会議員	西家 克己		出席
市議会議員の代表	相模原市議会議員	臼井 貴彦		出席
関係行政機関の職員	国土交通省関東地方整備局長	石原 康弘		代理
関係行政機関の職員	神奈川県警察本部交通部長	中崎 敦		代理
市の住民の代表	相模原市自治会連合会副会長	竹田 幹夫		出席
市の住民の代表	公募委員	今野 喜与彦		出席
市の住民の代表	公募委員	田所 秀人		出席
市の住民の代表	公募委員	柳橋 智子		出席
臨時委員（都市計画マスタープラン等の策定について）	ダイヤ高齢社会研究財団主任研究員	澤岡 詩野		欠席
臨時委員（都市計画マスタープラン等の策定について）	相模女子大学人間社会学部社会マネジメント学科准教授	中西 泰子		出席